資料１－１

第１号議案　交通不便地域の指定申請について

山倉地区町内会乗合タクシー推進協議会が、令和７年１１月から１年間の予定で実験運行を行っている山倉地区乗合タクシーについて、実験運行中の収支不足額は本市が全額負担するが、令和８年１１月に予定している本格運行移行後は、国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下「フィーダー補助」という。）を活用する予定である。

山倉地区乗合タクシーがフィーダー補助を活用するためには、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表７「補助対象事業の基準」ハ②（２）に規定する交通不便地域として地方運輸局長の指定を受ける必要があることから、交通不便地域の指定申請を行うものである。

なお、指定期間については、既に本格運行を実施しており、交通不便地域として指定を受けている６地区（安佐北区口田地区、安芸区中野・中野東地区、安佐南区大塚西地区、安佐北区可部・亀山地区、東区福田地区及び東区戸坂地区）と同様に、令和９年度までとなる。

（参考）
要綱別表７「補助対象事業の基準」ハ②（２）
ハ　以下の①又は②のいずれかの要件を満たすもの。
①（略）
②　以下の（１）又は（２）のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。
（１）（略）
（２）　半径１キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統又は地域間交通ネットワークに接続する乗用タクシーによる運行であること。